

議案第30号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表 6 の項手数料を徴収する事務の欄中「建築物の建築」の次に「、大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を加え、同項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（以下この項において「基本額」という。）。ただし、当該建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては当該昇降機1基ごとに6の2の項に定める金額を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合にあつては一の建築物につき、一戸建ての住宅の用途に供する建築物にあつては7,500円、共同住宅又は長屋の用途に供する建築物にあつては30,000円をそれぞれ基本額に加算した額とする。	
イ	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 16,000円（当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「確認の特例の場合」という。）にあつては、14,000円）
ロ	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 25,000円（確認の特例の場合にあつては、21,000円）
ハ	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 38,000円（確認の特例の場合にあつては、32,000円）
ニ	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 51,000円
ホ	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 82,000円

別表 6 の項摘要の欄ハ中「移転する場合」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合」に、「移転に」を「移転、修繕又は模様替に」に改め、同欄ニ中「移転確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合」を「確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合」に改める。

別表中 6 の項の次に次の 1 項を加える。

6 の 2	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に係る計画の確認若しくは	建築設備 確認申請 等手数料	18,000円（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合は12,000円）	申請又は通知のとき	
-------------	--	----------------------	---	-----------	--

	計画の変更の 確認の申請又 は通知に対す る審査				
--	-----------------------------------	--	--	--	--

別表 7 の項金額の欄中「13,000円」を「17,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改める。

別表 8 の項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（以下この項において「基本額」という。）。ただし、当該建築物の計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては当該昇降機1基ごとに8の3の項に定める金額を基本額に加算した金額とする。					
イ	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	20,000円（当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「検査の特例の場合」という。）にあっては、15,000円）			
ロ	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	24,000円（検査の特例の場合にあっては、18,000円）			
ハ	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	32,000円（検査の特例の場合にあっては、22,000円）			
ニ	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	42,000円			
ホ	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	68,000円			

別表 8 の項摘要の欄中「移転した場合」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合」に、「当該移転」を「当該移転、修繕又は模様替」に改める。

別表中 8 の項の次に次の 2 項を加える。

8 の 2	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	仮使用認定申請手数料	130,000円	申請のとき	
8 の 3	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は第18	建築設備完了検査手数料	18,000円	申請又は通知のとき	

	条第17項の規定に基づく建築設備の工事の完了に係る検査				
--	-----------------------------	--	--	--	--

別表 9 の項金額の欄中「12,000円」を「14,000円」に改める。

別表中16の 6 の項を16の 8 の項とし、16の 2 の項から16の 5 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、16の項の次に次の 2 項を加える。

16 の 2	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る範囲の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000円	申請のとき	
16 の 3	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築に関する制限の適用除外に係る範囲の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000円	申請のとき	

別表51の項金額の欄イ(1)(イ)中「56の項」を「55の項」に改め、同欄イ(1)(ハ)中「6戸以上10戸以内のもの」を「6戸以上のもの」に改め、同欄イ(1)(ロ)を削り、同欄イ(2)中「57の項」を「56の項」に改め、同欄イ(2)(ハ)中「6戸以上10戸以内のもの」を「6戸以上のもの」に改め、同欄イ(2)(ロ)を削り、同欄ロ(1)中「イ(1)(ロ)から(ロ)まで」を「イ(1)(ロ)及び(ハ)」に改め、同欄ロ(2)中「イ(2)(ロ)から(ロ)まで」を「イ(2)(ロ)及び(ハ)」に改め、同欄ハ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) (2)に掲げる以外の場合 288,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に

関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項から55の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、14,500円）

- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 118,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円）

別表52の項金額の欄ロ(1)ハ中「6戸以上10戸以内のもの」を「6戸以上のもの」に改め、同欄ロ(1)ニを削り、同欄ロ(2)ハ中「6戸以上10戸以内のもの」を「6戸以上のもの」に改め、同欄ロ(2)ニを削り、同欄ハ(1)中「ロ(1)ロからニまで」を「ロ(1)ロ及びハ」に改め、同欄ハ(2)中「ロ(2)ロからニまで」を「ロ(2)ロ及びハ」に改め、同欄ニ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) (2)に掲げる以外の場合 151,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）
- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 66,800円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円）

別表53の項を次のように改める。

53	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び56の	申請又は通知のとき	イ 建築物エネルギー消費性能確保計画につき、住宅（共同住宅を除く。）用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の金額の
----	---	----------------------	---	-----------	--

		項において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円 (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円 (2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 29,300円 (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 32,400円 ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 78,300円 (2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 58,100円 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下この項、次項及び56の項において「	欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 建築物エネルギー消費性能確保計画につき、共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の金額の欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。
--	--	---	--

			工場等」という。)以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 257,000円 (2) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 98,800円 (3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円	
--	--	--	--	--

別表53の項の次に次の1項を加える。

53 の 2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 22,500円 (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,800円 (2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方	申請又は通知のとき	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の金額の欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、
--------------	---	------------------------	--	-----------	--

			メートル以内のもの 17,700円 (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,200円 ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 44,900円 (2) 当該計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 34,800円 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 134,000円 (2) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 54,900円 (3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円	それぞれの部分につき、この項の金額の欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。
--	--	--	--	---

別表54の項手数料を徴する事務の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項金額の欄イ(1)中「(2)に掲げる」を「(2)及び(3)に掲げる」に改め、同欄イ(2)を同欄イ(3)とし、同欄イ(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ

、それぞれ次に定める金額

- (イ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの
30,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）
- (ロ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
33,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）
- (ハ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの
59,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）
- (ニ) 住宅の戸数が5戸以上のもの
98,800円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）

別表54の項金額の欄ロ(1)中「(2)に掲げる」を「(2)及び(3)に掲げる」に、「イ(1)(ハ)から(ニ)まで」を「イ(1)(ハ)及び(ニ)」に改め、同欄ロ(2)中「第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に、「イ(2)(ハ)から(ニ)まで」を「イ(3)(ハ)及び(ニ)」に改め、同欄ロ(2)を同欄ロ(3)とし、同欄ロ(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)(ハ)及び(ニ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)(ハ)及び(ニ)に定める金額に、59,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額

別表54の項金額の欄ハ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) (2)に掲げる以外の場合 258,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）
- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 100,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）

別表54の項適用の欄ハ中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

別表55の項手数料を徴する事務の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項金額の欄ロ(1)中「(2)に掲げる」を「(2)及び(3)に掲げる」に改め、同欄ロ(2)を同欄ロ(3)とし、同欄ロ(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合

次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (イ) 住宅の戸数が 1 戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの 19,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）
- (ロ) 住宅の戸数が 1 戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 20,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）
- (ハ) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの 36,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）
- (ニ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの 62,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）

別表55の項金額の欄ハ(1)中「(2)に掲げる」を「(2)及び(3)に掲げる」に、「ロ(1)(ハ)から(ニ)まで」を「ロ(1)(ハ)及び(ニ)」に改め、同欄ハ(2)中「ロ(2)(ハ)から(ニ)まで」を「ロ(3)(ハ)及び(ニ)」に改め、同欄ハ(2)を同欄ハ(3)とし、同欄ハ(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合
ロ(2)(ハ)及び(ニ)に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)(ハ)及び(ニ)に定める金額に、36,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額

別表55の項金額の欄ニ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) (2)に掲げる以外の場合 135,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）
- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 56,200円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）

別表55の項適用の欄ハ中「第36条第 2 項」を「第31条第 2 項」に、「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改める。

別表56の項を削り、別表57の項手数料を徴する事務の欄中「第11条」を「第13条」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画 1 件につき、次に掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ次に定める金額

イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、53の2の項金額の欄イ(1)(イ)及び(ロ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、53の2の項金額の欄イ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 53の2の項金額の欄ロ(1)に掲げる当該手数料の金額

(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 53の2の項金額の欄ロ(2)に掲げる当該手数料の金額

ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 53の2の項金額の欄ハ(1)に掲げる当該手数料の金額

(2) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 53の2の項金額の欄ハ(2)に掲げる当該手数料の金額

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 53の2の項金額の欄ハ(3)に掲げる当該手数料の金額

別表57の項適用の欄を次のように改める。

イ 建築物エネルギー消費性能確保計画につき、住宅（共同住宅を除く。）用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の金額の欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。

ロ 建築物エネルギー消費性能確保計画につき、共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の金額の欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。

別表中57の項を56の項とし、58の項を57の項とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。